

特定建築物使用 届出の手引き

令和2年3月

大津市保健所 衛生課

目 次

- 特定建築物の概要等について・・・・・・・・・・ p1～p2
- 使用届の手続きの流れ及び届出方法について・・・ p3
- 届出書等の様式、記入ポイント等について・・・・ p4～p21

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階

TEL：077-522-7372

FAX：077-525-6161

はじめに

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号、以下「法」という。）により、相当規模で多数の者が利用する建築物を「特定建築物」と定義し、利用者の健康を守るため環境衛生上必要な維持管理の基準が定められています。

1. 特定建築物とは

「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所等の用途に供される建築物であり、その用途部分の延べ床面積が 3,000 m²以上であるものをいいます。

ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及びは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園においては、延べ床面積は 8,000 m²以上であるものになります。

(1) 判断基準

次の要件を全て満たすと特定建築物に該当します。

- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する「建築物」であること。
- イ 「特定用途」に供される建築物であること。
- ウ 「延べ床面積」の要件を満たすこと。

(2) 判断基準の解説

① 建築基準法に規定する「建築物」について

土地に定着する工作物のうち次の（ア）～（オ）のものが「建築物」として建築基準法による規制を受けます。

- （ア） 屋根がありかつ柱か壁のあるもの。
- （イ） （ア）に附属する門や塀（更地を囲ったものは含まない）
- （ウ） 観覧のための工作物（屋根のない競技場・野球場などのスタンドを含む）
- （エ） 地下や高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫などの施設
- （オ） （ア）～（エ）に設ける給排水、電気、ガス、エレベーター等の建築設備

≪「建築物」から除外されるもの≫

- ・ 鉄道、軌道の線路敷地内の運転保安施設（信号所、転てつ所、踏切番小屋等を指し、駅の事務所、待合室等は含まない）。
- ・ 跨線橋、プラットホームの上屋
- ・ 貯蔵槽（サイロ等）

② 「特定用途」について

法施行令第 1 条に例示する興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館の用途をいいます。

≪『特定用途』についての注意事項≫

- ・ 法は、建築物の環境衛生に関する一般的な性格をもっているため、特殊な環境にある建築物については、他のそれぞれの法律の規制にゆだねられており、病院、工場、作業場、寄宿舍、駅舎、寺院、協会等が特定用途から除外されています。

・共同住宅は個人住宅の集合で個人の責任において維持管理が行われる性格のものであるから同法施行令第1条では規制対象から除外されています。

③ 「延べ床面積」について
(ア) 延べ床面積の計算方法

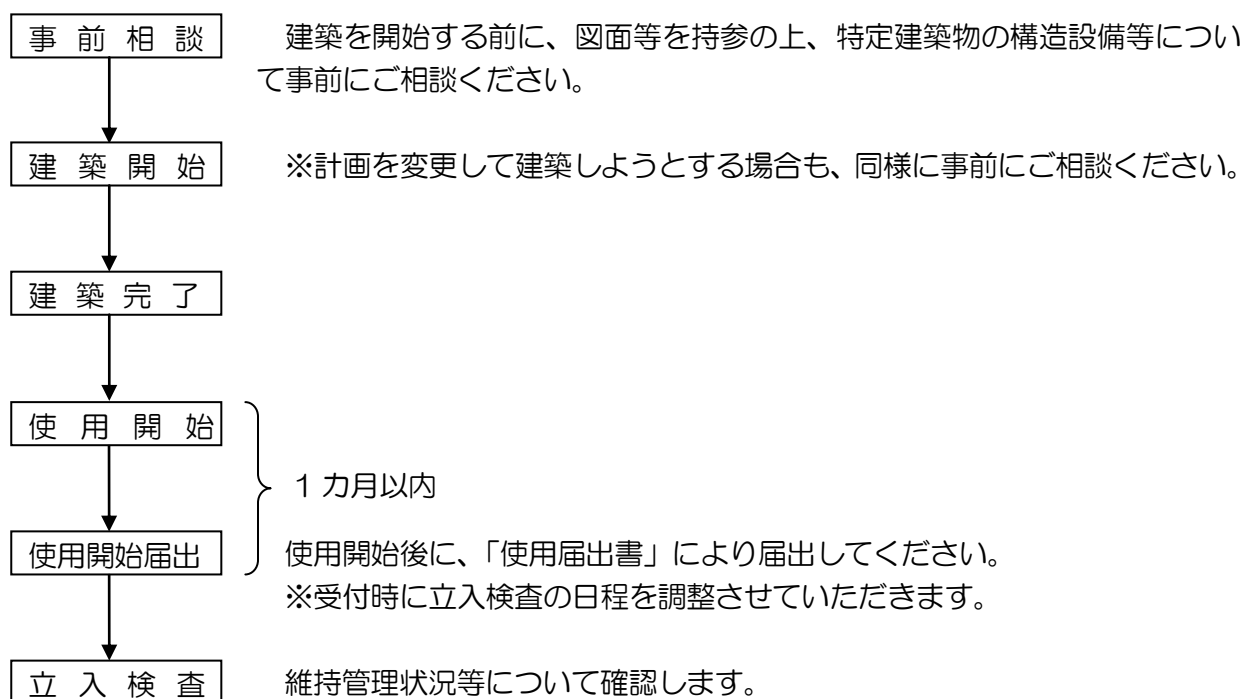
特定用途の種別	1 興行場、百貨店、集会場、 図書館、博物館、美術館、遊 技場 2 店舗、事務所 3 右欄の学校等以外の学校 （研修所を含む） 4 旅館	・学校教育法第1条に規定する学校 （幼稚園、小学校、中学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校、大学、 高等専門学校） ・就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関する 法律第2条第7項に規定する幼保連 携型認定こども園
特定建築物に該当	$A \geq 3,000 \text{ (m}^2\text{)}$	$A \geq 8,000 \text{ (m}^2\text{)}$

記号	内 容	例 示
A	特定用途に供される部分の延べ面積 (㎡)	$A = a + b + c$ ($a < c$ のとき、 c は特定用途に附属する と判断せず、 B と同じ扱いになる。)
a	特定用途に供される部分の延べ面積 (㎡)	事務所、店舗等の部分
b	特定用途に供される部分に付随する部分(い わゆる共用部分) の延べ面積 (㎡)	廊下、階段、機械室等、建築上の共用部分
c	特定用途に供される部分に附属する部分の 延べ面積 (㎡)	百貨店内の倉庫、銀行内の貸金庫、事務所の 書庫、事務所附属の駐車場、新聞社の印刷所 等の部分
B※	特定用途以外の用途に供される部分の延べ 面積 (㎡) ※ 特定建築物の延べ面積に算定しない	共同住宅、工場、作業場（荷捌き場も含む）、 病院、寄宿舍、駅舎、寺院、教会等の部分
1 「延べ面積」とは床面積の合計をいう。 2 「床面積」は、「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれ た部分の水平投影面積」（建築基準法施行令第2条第3号）によって算定する。		

(イ) 建築物の個数

1 個あるいは1棟の建築物ごとに特定建築物となり、具体的な判断は、建築基準法第6条の
規定による建築確認の際の個数決定によります。

2. 使用届出の手続きの流れ



3. 使用届の届出方法について

使用届出書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して使用開始後1 カ月以内に届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○特定建築物使用届出書

（天津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則 様式第1号）

※届出書には押印不要です。

○添付書類

- (1) 配置図
- (2) 各階の平面図
- (3) 機械換気設備を設けている場合にあつては機械換気設備の系統図
空気調和設備を設けている場合にあつては空気調和設備の系統図
- (4) 給水設備及び排水設備の系統図
- (5) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- (6) 所有者以外に全部の管理について権原を有する者がある場合は、
⇒当該権原を有することを証する書類
- (7) 所有者以外に特定建築物維持管理権原がある場合〔(6)に掲げる場合を除く〕は、
⇒当該権原を有することを証する書類
- (8) 使用開始後1 カ月以内に届出を行えなかった場合は、その理由を記載した遅延理由書

様式第 1 号（第 2 条関係）

特定建築物使用届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 1 項の 規定により、特定建築物の使用について、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者 （特定建築物 所有者等）	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
ふ り が な 特定建築物の名称		
特定建築物の所在地		〒 電話（ ） ー
特定建築物の用途		☐ 興行場 ☐ 図書館 ☐ 遊技場 ☐ 学校 ☐ 百貨店 ☐ 博物館 ☐ 店舗 ☐ 旅館 ☐ 集会場 ☐ 美術館 ☐ 事務所 ☐ その他
特定建築物の面積 及び構造設備の概要		別紙 1、2、3、4 のとおり
特定建築物 維持管理 権原者	氏 名	
	住 所	
建築物環境 衛生管理 技術者	氏 名 免状番号	免状番号 第 号
	住 所	
	兼務状況	☐ 有 有の場合：氏 名 ☐ 無 所在地
使用開始年月日		年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 届出者又は特定建築物維持管理権原者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

(1) 特定建築物の配置図及び各階の平面図

(2) 機械換気設備を設けている場合にあっては機械換気設備の系統図、空調設備を設けている場合にあっては空調設備の系統図

(3) 給水設備及び排水設備の系統図

(4) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し

(5) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（次号に掲げる場合を除く。）にあっては、その者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類

(6) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、その者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

【記入のポイント】

ア) 特定建築物使用届出書

(1) 届出義務者とは

届出義務者は、原則として所有者となりますが、所有者以外にその特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、その者が届出義務者となります。

特定建築物の全部の管理について権原を有する者とは、特定建築物の全部について民法上の管理行為（保存、利用及び改良行為）※をすることができる法律上の原因を有する者をさし、所有者以外の届出者とは具体的に次のような者が該当します。

なお、共有又は区分所有の建築物については、各共有者又は区分所有者がそれぞれ届出義務者となりますが、連名で一通の届出書を提出してください。

所有者以外の届出者（例）

① 民間建築物の場合：

全部の管理についての権原を所有者から与えられている占有者（丸借り人）や破産法の規定に基づき破産管財人に選任された者等が該当します。

② 国又は地方公共団体の建築物の場合：

原則として各省庁の長又は普通公共団体の長が全部の管理について権原を有する者に該当するが、国有財産法第9条又は地方自治法第153条の規定により「部局等の長」又は「その補助機関である職員」に、当該権原が委任されているとみなされています。

※保存行為：財産の滅失毀損を防ぎ、その現状を維持するための行為一例えば、家屋の修繕

利用行為：財産をその性質に従って有利に利用する行為

改良行為：財産の性質を変えない範囲でその価値を増加する行為一例えば、家屋に造作をつけること

(2) 特定建築物の用途について

特定用途のうち、最も床面積が大きい用途にチェックを入れてください。

(3) 特定建築物維持管理権原者とは

届出者と同様に所有者が維持管理権原者になることが一般的ですが、所有者以外に占有者、法令に基づき当該特定建築物を管理する権利を有する者（以下「所有者等」という。）の他、所有者等との私法上の契約等により維持管理の権限を与えられた者等が該当します。

特定建築物維持管理権原者は次の義務を負い、所有者等以外の者が特定建築物維持管理権原者となるには、これらの義務を履行するために必要な一切の権限を所有者等から与えられていなければなりません。

① 法第4条第1項の規定に基づき建築物環境衛生維持管理基準に従い維持管理すること

② 法第6条第2項の規定に基づき建築物環境衛生管理技術者からの意見の申出を尊重し維持管理すること

③ 法第12条の規定に基づき都道府県知事等が発出する維持管理の方法の改善命令等に従うこと

(4) 建築物環境衛生管理技術者について

建築物環境衛生管理技術者は、原則として兼務することはできません。

しかし、建築物の統一的管理性※が確保されている場合は、状況により建築物環境衛生管理技術者の職務遂行に支障がないとして兼務が認められることがあります。

※統一的管理性とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものをいう。

別紙 1

構造設備の概要（建築物の面積）

階 数	延床面積 (㎡)	室 数	特定用途及び 付随する用途 (a・b)		特定用途に付属 する用途 (c)	
			用 途	面積 (㎡)	用途	面積 (㎡)
計						

【記入のポイント】

イ) 別紙1 構造設備の概要（建築物の面積）

特定建築物の延床面積、室数、用途等について以下記入例を参考にし、詳細に記入してください。

（例）

階 数	延床面積 (㎡)	室 数	特定用途及び 付随する用途 (a・b)		特定用途に付属 する用途 (c)	
			用 途	面積 (㎡)	用途	面積 (㎡)
地下 1 階	2,000	2	機械室	100	駐車場	1000
			休憩室	100	倉庫	750
			通路・階段	50		
1 階	2,000	8	映画館	1800		
			通路・階段	50		
			便所	150		
2 階	500	3	事務所	200	倉庫	200
			通路・階段	50		
			便所	50		
計	4,500	13		2,550		1,950

注意事項)

① 延床面積について

ここでいう延床面積は、特定用途に供される部分の床面積の合計であります。

※建築基準法施行令に規定する床面積の合計ではありません。

（建築基準法施行令第2条第3号）

床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による

② 特定用途等について

- ・特定用途に供される部分(a) :
事務所、店舗等の部分
- ・特定用途に供される部分に付随する部分(b) :
廊下、階段、機械室等、建築上の共用部分
- ・特定用途に供される部分に附属する部分(c) :
百貨店内の倉庫、銀行内の貸金庫、事務所の書庫、事務所附属の駐車場、新聞社の印刷所等の部分

注 各空気環境調整設備の設置場所について、平面図に記入すること。

【記入のポイント】

ウ) 別紙2構造設備の概要（空気環境調整設備）

(1) 管理方式及び空気調和方式について

以下主な方式を参考にし、記入してください。

（主な中央管理方式の「空気調和方式」）

《定風量単一ダクト方式》

中央機械室に設置した空気調和機から1本の主ダクトを出し、分岐ダクトによって各室へと常に一定の風量を供給する方式

《可変風量単一ダクト方式》

単一ダクト方式において、ダクトや吹出口にVAVユニット（可変風量装置）を設け、各室の負荷変動に合わせて風量を調整する方式

《二重ダクト方式》

中央機械室に設置した空気調和機で温風と冷風を作り、2本の主ダクトで温風と冷風をそれぞれ別に送り各区域毎に設置された混合ボックスで混合し、適温して各室へ送風する方式

《マルチゾーンユニット方式》

中央機械室に設置した空気調和機で温風と冷風を作り、空気調和機の吹出口付近に設けられた混合ボックスで温風と冷風を混合し、数本の単一ダクトにより各区域へ送風する方式

《各階ユニット方式》

単一ダクト方式等の空気調和機を各階に設置し、各階毎に空気調和する方式

《ファンコイルユニット方式》

ファンコイルユニットを各室に設置し、中央機械室のボイラー又は冷凍機から、暖房時には温水を冷房時には冷水を直接ファンコイルユニットに供給し送風機により、室内空気と熱交換させ、暖房及び冷房を行う方式

（主な個別方式の「空気調和方式」）

《パッケージユニット方式》

圧縮機、凝縮器、蒸発器、送風機等が一つのケーシング内に組み込まれたパッケージ型空調機を各室または区域に配置して冷房及び暖房を行う方式

《ヒートポンプエアコン方式》

一般的にいうルームエアコンにより各室の冷房及び暖房を行う方式

《マルチユニット方式》

室外機1台と複数の室内機とを配管で接続したマルチタイプのエアコンにより各室の冷房及び暖房を行う方式

(2) 設備種類について

該当する方にチェックを入れてください。

（解説）

- ・空気調和設備：浄化、温度調節、湿度調節及び流量調節の4つの機能を備えた設備
- ・機械換気設備：外気等を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備
（空気調和設備のもつ機能のうち温度調節及び湿度調節の機能を欠くもの）

(3) 給排気方式について

該当する方にチェックを入れてください。

(解説)

- ・第1種：給気及び排気を換気扇等により強制的に行う方式
- ・第2種：給気のみを換気扇等により強制的に行い、排気は窓等により自然に行う方式
(室内圧は正圧になり、周囲から汚染物質が流入しにくい)
- ・第3種：排気のみを換気扇等により強制的に行い、給気は窓等により自然に行う方式
(室内圧は負圧になり、便所、厨房等に適している)

(4) 空気加湿装置の方式について

以下主な方式を参考にし、記入してください。

(主な空気調和機内蔵の空気加湿方式)

《水噴霧式》

ポンプで加圧した水をノズルから噴霧し、噴霧された水の細かい粒子を空気と熱交換して蒸発させ加湿する方式

《蒸気噴射式》

蒸気ボイラーからの蒸気を小孔より直接空気に噴射させ加湿する方式

(5) ボイラーの方式について

以下主な方式を参考にし、記入してください。

(主なボイラーの方式)

《蒸気式》

液体燃料または気体燃料等により水を加熱し、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させて、この蒸気を空気調和機に供給する方式

《温水式》

液体燃料または気体燃料等により水を加熱して温水とし、この温水を空気調和機に供給する方式

(6) 冷凍機の方式について

以下主な方式を参考にし、記入してください。

(主な冷凍機の方式)

《圧縮式》

冷凍機内に封入された冷媒が圧縮機により圧縮され高温高圧のガスとなり、凝縮機の冷却水で熱を奪って凝縮液化し、膨張弁で膨張・減圧して、蒸発器で気化し、その潜熱により水又は空気を冷却する作用を繰り返す方式

(冷媒が冷凍機内部を循環して、圧縮⇒凝縮⇒膨張⇒蒸発を繰り返す。)

《吸収式》

冷媒の蒸発を促進させるために吸収液(臭化リチウム)を用いる方式

(圧縮機の代わりに吸収器と再生器と呼ばれる2つの熱交換器が用いられる。圧縮機による機械エネルギーを使用せず、再生器の加熱源として水蒸気、高温水等の熱エネルギーを使用するとともに、冷媒が蒸発したときの蒸気を多量に吸収できる吸収液を用いて、冷却作用を行う。)

(7) 維持管理方法について

法に規定する空気環境に関する維持管理基準は以下のとおりです。

(基準を満たすように管理する必要があります。)

	項目		頻度等	備考
空気環境の管理	空気環境測定		浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流	※1
			ホルムアルデヒドの量	
	点検等	冷却塔及び却水	汚れの状況を点検、必要に応じ、清掃及び換水等	※2
		加湿装置	汚れの状況を点検、必要に応じ、清掃等	
		空気調和設備内に設けられた排水受け	汚れ及び閉塞の状況を点検、必要に応じ清掃等	
	清 掃		冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置	
	冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること			

※1 空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合に適用

※2 空気調和設備を設けている場合に適用

(注) 空気環境の測定は、各階毎に行う必要があります。

別紙 3

構造設備の概要（給水・雑用水・排水設備）

飲料水源の種別		☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 専用水道 ☐ 井戸水 ☐ その他					
給水方式		☐ 水道直結方式 ☐ 高置水槽方式 ☐ ポンプ直送方式 ☐ 圧力水槽方式					
受水槽	容　量	m ³	m ³	m ³			
	材質等						
高架 水槽	容　量	m ³	m ³	m ³			
	材質等						
揚水ポンプ能力		m ³ /分 台					
滅菌機		☐ 有（型式 ） ☐ 無					
防錆剤の使用		☐ 有（薬剤 ） ☐ 無					
維持管理方法	管　理　者	☐ 自己管理 ☐ 委託管理（ ）					
	規則第４条第１項第３号及び第４号に定める水質検査の時期	３号イ，４号ロの項目	回/年（ 月， 月， ）				
		３号ロ，４号ハの項目	回/年（ 月， 月， ）				
		４号ニの項目	回/ （ ）				
	規則第４条第１項第７号に定める検査及び清掃の時期	遊離残留塩素の検査	回/週（ ）				
		貯水槽の掃除	回/年（ 月， 月， ）				
	設備の点検	回/ （内容 ）					

雑用水の種類		☐ 雨水 ☐ 自然水 ☐ 排水処理水 ☐ その他		
水槽	容 量	m ³	m ³	m ³
	材 質			
	用 途			
揚水ポンプ能力		m ³ /分 台		
維持管理	管 理 者	☐ 自己管理 ☐ 委託管理 ()		
	規則第4条 の2第1項 の水質検査	3号口1～3の項目	回/週 ()	
		3号口4, 5の項目	回/年 (月, 月,)	
		遊離残留塩素の検査	回/週 ()	
	設備の掃除	回/年 (月, 月,)		
	設備の点検	回/ (内容)		

排水処理方法		☐ 下水道放流 ☐ 浄化槽 ☐ その他		
排水槽	容 量	m ³	m ³	m ³
	材 質			
排水ポンプ		m ³ /分 台		
維持管理	管 理 者	☐ 自己管理 ☐ 委託管理 ()		
	設備の掃除	回/年 (月, 月,)		
	設備の点検	回/ (内容)		

注 各給水・排水設備の設置場所について、平面図に記入すること。

【記入のポイント】

工) 別紙 3 構造設備の概要 (給水・雑用水・排水設備)

(給水)

(1) 給水方式について

該当するものにチェックを入れてください。

(解説)

- ・水道直結方式：①水道直結直圧方式と②水道直結増圧方式がある。

①水道直結直圧方式

水道事業者の水道本管から直接、水道管を引き込み、その水圧によって、水栓器具に給水する方式

②水道直結増圧方式

水道事業者の水道本管から引き込まれた上水を、受水槽を通さず直結給水用増圧装置を設置して、水道管の水圧では給水できないような高所の水栓器具に給水する方式

- ・高置水槽方式：水道事業者の水道本管から引き込まれた上水を、一旦受水槽に貯水し、受水槽の水を揚水ポンプにより、屋上等に設置した高置水槽に揚水し、高置水槽から重力によって水栓器具に給水する方式
- ・ポンプ直送方式：水道事業者の水道本管から引き込まれた上水を、一旦受水槽に貯水し、受水槽の水を給水ポンプにより加圧し、水栓器具に給水する方式
- ・圧力水槽方式：水道事業者の水道本管から引き込まれた上水を、一旦受水槽に貯水し、空気を封入した密閉構造の圧力水槽に、受水槽から給水ポンプに水を送って、圧力水槽内の空気を圧縮して圧力を上げ、その圧縮空気圧力によって水栓器具に給水する方式

(2) 滅菌機について

飲料水の消毒用に塩素滅菌器を設置している場合は、有にチェックを入れその滅菌器の型式を記載してください。

(3) 防錆剤の使用について

飲料水の赤水対策のため、防錆剤を使用する場合は、有にチェックを入れその薬剤名を記載してください。

しかし、飲料水に異物を添加することは好ましいことではないため、防錆剤の使用は、貯水槽の改修、給水管の布設替え等が行われるまでの応急対策とし、使用する場合は、衛生上支障を生じるおそれがないよう使用用量及び使用方法について十分に配慮する必要があります。

(4) 維持管理方法について

法に規定する飲料水等に関する維持管理基準は以下のとおりです。

(基準を満たすように管理する必要があります。)

項目				頻度等	備考	
飲料水等の管理	水質検査	3号イ, 4号ロの項目	11項目省略不可	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度	6カ月以内毎に1回（省略可項目は水質基準に適合した場合、次の1回を省略可能）	※1
			5項目省略可			
		3号ロ, 4号ハの項目	消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロム酸、ジクロム酸、ジクロム酸、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロム酸、ブロム酸、ブロム酸、ブロム酸、ブロム酸	6/1から9/30の間に1回	
			水質基準省令の表上欄の全項		給水を開始する	※2
		4号ニの項目	有機化学物質7項目 (水質基準省令の表中14、16～20、45の項)		3年以内毎に1回	
	残留塩素の含有率の検査			7日以内毎に1回		
	貯水槽の清掃			1年以内毎に1回		

※1 水道水を水源として貯水槽を設けて供給する場合、地下水その他の水道水以外の水を供給する場合に適用

※2 地下水その他の水道水以外の水を供給する場合に適用

(雑用水・排水設備)

(5) 雑用水とは

便所の洗浄水、散水、修景用水、清掃用水等、生活用以外の目的で使用する水

(6) 維持管理方法について

法に規定する雑用水及び排水設備に関する維持管理基準は以下のとおりです。

(基準を満たすように管理する必要があります。)

項目				頻度	
雑用水の管理	水質検査	3号ロ1～3の項目	pH値、臭気、外観	7日以内毎に1回	※1
		3号ロ4, 5の項目	大腸菌、濁度	2カ月以内毎に1回	
		残留塩素の含有率の検査		7日以内毎に1回	
排水の管理	清掃	雑排水槽、汚水槽、排水管、阻集器等		6カ月以内毎に1回	

※1 便所の洗浄水のみに使用する場合、濁度の検査は不要

構造設備の概要（清掃等設備）

廃棄物集積所			m ²	箇所
清掃用具保管庫			m ²	箇所
焼却炉			能力	t/H
維持管理の方法	清掃	実施者	☐ 自己管理	☐ 委託管理（ ）
		時期	回/年（ 月， 月， ）	
		機器点検	回/ （内容 ）	
	廃棄物の処理	実施者	☐ 自己管理	☐ 委託管理（ ）
		設備点検	回/ （内容 ）	
	ねずみ等の発生・生息・浸入・被害調査	実施者	☐ 自己管理	☐ 委託管理（ ）
		時期	回/年（ 月， 月， ）	
		設備点検	回/ （内容 ）	
	その他特記事項			

注 各清掃等設備の設置場所について、平面図に記入すること。

【記入のポイント】

オ) 別紙4構造設備の概要（清掃等設備）

(1) 維持管理方法について

法に規定する清掃等に関する維持管理基準は以下のとおりです。

（基準を満たすように管理する必要があります。）

	項目	頻度
清掃	大掃除	6カ月以内毎に1回
ねずみ等の防除	発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について調査及び、必要な措置	6カ月以内毎に1回(食料を扱う区域、排水槽、廃棄物保管設備周辺等は2カ月以内毎に1回)

【添付書類】

(1) 各階の平面図について

特定用途に供される部分(a)、特定用途に供される部分に付随する部分(b)、特定用途に供される部分に附属する部分(c)及び特定用途以外の用途に供される部分(B)が詳細に記された平面図を添付してください。また、平面図には空気環境の測定箇所を記してください。

(2) 機械換気設備及び空気調和設備の系統図について

給気及び排気の流れが分かるよう系統図の給気系統と排気系統は色分けし、また、併せて給排気ダクト平面図（色分けしたもの）及び機器表を添付してください。

(3) 給水設備及び排水設備の系統図について

給水及び排水の流れが分かるよう系統図の給水系統と排水系統は色分けし、また、併せて給排水管平面図（色分けしたもの）及び機器表を添付してください。

(4) 特定建築物の全部の管理について権原を有することを証明する書類について

所有者以外に特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合は、その者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有することを証明する書類を添付する必要があります。

⇒別添 1（参考様式）

(5) 特定建築物の維持管理について権原を有することを証明する書類について

所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合は、その者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証明する書類を添付する必要があります。

⇒別添 2（参考様式）

(6) 遅延理由書について

特定建築物使用届出書は、法第 5 条第 1 項の規定に基づき特定建築物の使用開始日から 1 カ月以内に保健所に提出する必要があるため、期限内に提出できなかった場合は、併せて遅延理由書の提出が必要となります。

⇒別添 3（参考様式）

特定建築物全部管理権原者証明書

全部管理権原者 氏名 (名称及び代表者の氏名)

⑩

住所 (主たる事務所の所在地)

上記の者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項に規定されている特定建築物の全部の管理について権原を有する者であり、下記の特定建築物の滅失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することに必要な全ての権原を有し、当該管理について必要な行為に関しては当該特定建築物の所有者の承認を得ず行うことができることを証します。

記

特定建築物の名称：_____

特定建築物の所在地：_____

年 月 日

所有者 氏名 (名称及び代表者の氏名)

⑩

住所 (主たる事務所の所在地)

特定建築物維持管理権原者証明書

維持管理権原者 氏名（名称及び代表者の氏名）

⑩

住所（主たる事務所の所在地）

上記の者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項に規定されている特定建築物の維持管理について権原を有するものであり、下記の特定建築物の維持管理を行うのに必要な全ての権限を有し、当該維持管理に必要な行為に関しては当該特定建築物の所有者の承認を得ず行うことができることを証します。

記

特定建築物の名称：_____

特定建築物の所在地：_____

年 月 日

所有者 氏名（名称及び代表者の氏名）

⑩

住所（主たる事務所の所在地）

年 月 日

大津市保健所長 様

遅 延 理 由 書

住 所 _____

氏 名 _____

この度、使用の届出を行った特定建築物については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第5条第1項の規定に基づき、使用開始の日から一箇月以内に当該届出を行わなければならないところ、下記の理由により届出を遅延してしまいました。

今後、このようなことが起きないように十分留意しますので、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 特定建築物の名称及び所在地

2 遅延理由